

(公的年金)：企業での「ねんきん定期便」活用法(1) — 活用に向けた準備

本年4月3日から、年金の見込額や加入記録を記載した「ねんきん定期便」の送付が始まった。そこで、本誌の主な読者である企業の退職金・年金担当者の方々の視点を交えて、「ねんきん定期便」の活用法や留意点を順次お知らせしていきたい。第1回となる本稿では、「ねんきん定期便」の概要と、その活用に向けた準備についてお伝えする。

2007年12月から2008年10月にかけて発送された「ねんきん特別便」(以下、特別便という)に続き、本年4月から「ねんきん定期便」(以下、定期便という)の送付が始まった。実は、2004年改正で導入が決定された定期便では、2008年3月から35歳到達者へ先行送付され、順次、加入記録の整備を行う予定だった。しかし、折からの年金記録問題で全被保険者・受給者に向けた特別便送付が決定され、定期便は開始から数ヶ月で中止されていた。今回の再開では、前回予定のような先行実施抜きに、当初からすべての被保険者が送付対象となっている。

特別便、定期便ともに公的年金に関する通知であるが、目的や内容は異なっている(図表1)。特別便の目的は加入記録の確認・整備であったが、定期便の第1の目的は老後の年金見込額の提供である。各種の世論調査では、年金に関して知りたいことのトップが年金の見込額となっており、これに政府が応えた形だ。これまでは、早見表など大まかな試算が雑誌や相談サービスなどで提供されていたが、定期便では「本物の」個人の記録に基づいた見込額が提供されることになる。第2の目的は、年金制度への理解の促進である。例えば、通知を毎年送付することで、自らの納付済保険料や年金額が毎年増えていくことが実感できる。また、50歳未満向けに用意された試算シートは、年金額の計算方法の理解につながるだろう。第3の目的は記録の整備である。定期便を通じて、普段から記録を確認・整備できるようになる。そして、これらを通じて、老後への関心と老後に向けた自己準備を促すのが第4の目的である。

図表1: 「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の比較

		ねんきん特別便	ねんきん定期便		
			50歳未満	50歳以上	受給中(注1)
対象者		被保険者・受給者	被保険者	被保険者	被保険者(注1)
送付時期		一定期間	毎年の誕生日(1日生まれは前月)		
内容	年金見込額等				
	既加入分の年金見込額	なし	あり	なし	なし
	裁定時の年金見込額	なし	なし	あり	なし
	試算シート	なし	あり	なし	なし
	過去の保険料累計	なし	あり	あり	あり
加入記録	勤務先	あり	あり(注2)		
	期間	あり	あり(注2)		
	月数	あり	あり(注2)		
	報酬	なし	あり(注2)		
	保険料	なし	あり(注2)		
	年月別の表	なし	あり(注2)		

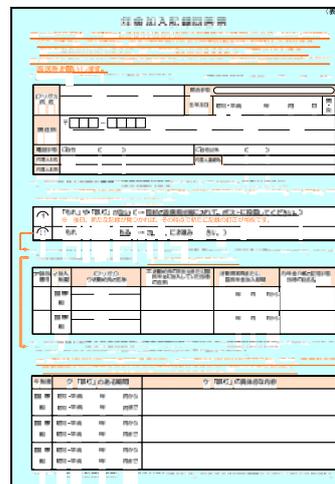
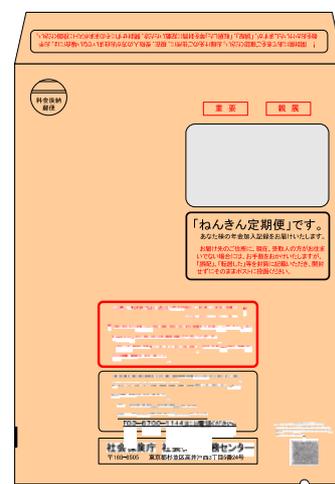
(注1) 働きながら年金を受給している場合など。

(注2) 加入記録が送付されるのは、2009年度の全送付先と、2010年度以降の35歳、45歳、58歳到達者。

多くの企業では、退職を間近にした従業員を対象にセカンドライフの研修が行われ、老後生活の基礎となる公的年金について情報提供が行われている。また近年、確定拠出年金を導入した企業での継続教育や、ポイント制導入企業での毎年の通知を通じて、若い時分から老後の資金を考える機会が増えている。企業としても、せつかく整備した退職給付制度をよく知ってもらい「ありがたみ」を感じてもらうことが、従業員満足度（ES:Employee Satisfaction）の向上につながるだろう。そのきっかけとして活用したいのが、定期便である。

定期便の活用に向けては、いくつかの準備が必要である。第1に、定期便は誕生日ごとに送付されるので、毎月の送付対象となっている従業員に定期便の保管を呼びかけることが必要である。特に、今年度送付される定期便には詳細な加入記録がついているが、来年度以降は同様の書類が35歳、45歳、58歳の時にしか送付されないため、今年度分の保管が重要である。なお、定期便は、毎月1日生まれの方には誕生日の前月に送付されるので注意が必要である。特に4月1日生まれの方は、来年3月が最初の送付となるので留意されたい。

第2に、定期便の中に水色の回答票が入っている従業員には、内容の確認と返信を促す必要がある。水色の回答票は、白地の回答票と異なり必ず返信することになっているためだ。水色の回答票が入っているのは、(1)特別便に未回答の場合、(2)58歳になる場合、(3)記録に誤りがある可能性が高い場合、である。新聞では「オレンジ封筒に注意」という見出しが多かった

が、封筒が水色であっても水色の回答票は返信が必要なので注意が必要だ。なお、封筒がオレンジ色の場合は上記(3)のケースが多いので、記録を十分に確認して返信する必要がある。

第3に、加入記録の照会に対応するため、企業は、可能な範囲で過去の給与情報などを整備するとよいだろう。特に、中途採用や転籍出向などの場合は加入記録が不連続になっていることが考えられるので、入退社や厚生年金への加入・脱退の時期を把握しておくといだろう。また、第4に、企業年金や退職金についても加入履歴や支給見込額などを情報提供できるように準備しておくといだろう。特に、厚生年金基金を実施中や過去に実施していた企業では、代行部分に関する履歴の整備が望ましい。代行返上した基金でも、突合処理が遅れていたり、処理が誤っている場合が考えられるので留意されたい。

なお、「ねんきん定期便」の見本が社会保険庁のホームページから入手可能なので、準備しておくといだろう(加入者の年齢等によって内容や書式が異なる(図表1)ので、注意が必要)。

定期便本体 http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/teikibin/teikibin_reaf.html

同封物など定期便全体 <http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/teikibin/soufu.html>

(中嶋 邦夫)